県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）……1
訓　令
○沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政管理課）……1

規　　則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月11日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

沖縄県規則第２号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（令和３年沖縄県規則第８号）の一部を次のように改正する。

本則中「照屋義実」を「池田竹州」に、「池田竹州」を「大城肇」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　　令

沖縄県訓令第１号

知　　事　　部　　局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月11日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（令和３年沖縄県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第１条第１号を削り、同条第２号を同条第１号とし、同条に次の１号を加える。

⑵　副知事大城肇の担任する事項

ア　企画部に関する事項
イ　環境部に関する事項
ウ　生活福祉部に関する事項
エ　こども未来部に関する事項
オ　農林水産部に関する事項
カ　商工労働部に関する事項
キ　出納事務局に関する事項
ク　教育委員会との連絡調整に関する事項

附　則

この訓令は、令和７年３月11日から施行する。

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号　098-866-2074

印　刷　所　沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）
〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁地下１階